ACSES ニュースレター_２１１６号（2021 年６月８日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇貨物船火災で環境被害懸念　プラスチック流出、沈没の恐れ―スリランカ〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）〈文部科学省〉
・男性社員の自殺 パワハラが原因と認定 トヨタ社長が謝罪 遺族と和解〈Web 報道〉
◇防火対策
・防火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 513 号）〈官報〉
・準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 514 号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医療現場における放射線被曝
◇医師らの被ばく調査 未回答の医療機関に労基署通じ点検促す〈放送報道〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(厚生労働省告示第 221 号)〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 222 号）〈官報〉
[5] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 956～981 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 982～988 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇漂着マスクが激増、海へ年 15 億枚?　ペンギンの胃にも〈新聞報道〉
◇専門家のダメ出しはねのけ　門外漢がもたらす焼酎業界の革命〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇低炭素社会実行計画の評価・検証結果（2019 年度実績）を取りまとめました（経済産業省・環境省所管業種分）〈経済産業省・環境省〉
◇脱炭素へ牛のげっぷ「8 割減」　第一人者が明かす秘策とは〈新聞報道〉
[8] 環境安全関係
◇「地球最悪の侵略的植物」淡路島で畑に広がる…駆除作業実らず「もはや住民だけでは防げない」〈新聞報道〉
[9] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　５件
[10] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件

梔子（巵子、支子（クチナシ））

［付録］
◇学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）〈文部科学省〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇貨物船火災で環境被害懸念　プラスチック流出、沈没の恐れ―スリランカ
＜時事ドットコム　2021年６月７日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060600210&g=int

アフリカや中東と日本を結ぶシーレーン（海上交通路）の要衝に位置するスリランカ沖で、貨物船が火災を起こし、積み荷の大量のマイクロプラスチックが海に流出した。一部は既に浜辺に漂着し、漁業に影響が出ている。火災は発生の１３日後に消し止められたものの、船は沈没しつつあり、燃料流出などさらなる環境への打撃が懸念されている。

最大都市コロンボ沖で、入港を待っていたシンガポール船籍の貨物船「エクスプレス・パール」から火災が発生したのは５月２０日。地元紙デーリー・ミラー（電子版）によると、硝酸２５トンやマイクロプラスチックのコンテナなどを積んでおり、「マイクロプラスチックのコンテナの多くが（消火活動で）海に落ちた」という。

火災は、スリランカ海軍や隣国インドの沿岸警備隊などが消し止めたが、放水の影響で貨物船の船体が傾き、コロンボ近郊のネゴンボなど、スリランカ西岸一帯に大量のマイクロプラスチックが漂着した。

英ＢＢＣ放送は、普段は観光客でにぎわう浜辺で、防護服を着込んだ地元当局者らが重機やスコップを使いプラスチックを回収する模様を報じた。デーリー・ミラーによれば、海洋保護当局者は「私の生涯で最悪の事故だ」と語った。

当局は事故を受け、沿岸約８０キロで漁業を禁止した。英ガーディアン紙は、「漁ができても、人々が魚を有毒だと思えば食べてくれないだろう」と心配する漁師の声を伝えた。

エクスプレス・パールは、インド西部グジャラートを出港し、コロンボに向かっていた。火災の原因は不明だが、ＡＦＰ通信によれば、当局者は硝酸漏れが火災につながった疑いがあると指摘した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）　---→ *末尾［付録］*
＜文部科学省　2021年６月７日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3FaczWp5b6r2bJ

・男性社員の自殺 パワハラが原因と認定 トヨタ社長が謝罪 遺族と和解
＜ＦＮＮプライムオンライン　2021年６月７日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/192859

◇***防火対策***

・**防火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第513号）**
［官報］　令和３年６月７日　号外　第126号　15～17頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260015f.html

〇国土交通省告示第513号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和３年６月７日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える

改　正　後	改　正　前
第一　外壁の構造方法は、次に定めるものとする。 一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三亘二十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するもの（ハに定める構造方法にあっては、屋内側の防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この号において　「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とし、かつ、屋外側の防火被覆の取合い等の部分の裏面に厚さが十ニミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するものを設け、又は当該取合い等の部分を相じやくりとするものに限り、ホ⑶(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあっては、上塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 イ　（略） ロ　間柱及び下地を木材で造かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 ⑴　屋内側の部分に次の圏に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の圓に該当する防火被覆が設けられていること。 (i)　厚さが五十ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇一以上のものに限る。⑵(i)において同じ。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。）を充填した上に厚さが十ニミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこう	第一　外壁の構造方法は、次に定めるものとする。 一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三亘二十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するもの（ハ⑶(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあっては、上塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 イ　（略） （新設）

ボードを含む。以下同じ。）を張ったもの （ii） 塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量のハパーセント以下のものに限る。） ⑵ 屋内側の部分に次の圏に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の圓に該当する防火被覆が設けられていること。 （i） 厚さが五十ミリメートル以上のグラスウール又は厚さが五十五ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇三以上のものに限る。）を充填した上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの （ii） 厚さが十五ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが十八ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが七ミリメートル以上のものに限る。）を張ったもの	
ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、ロ⑵に掲げる基準に適合する構造（イに掲げる構造並びに間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。ー	（新設）
ニ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 ⑴ 屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの （i） （略） （ii） 厚さが九・五ミリメートル以上 のせっこうボードを張ったもの （iii） 厚さが七十五ミリメートル以上 のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さが四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの ⑵ （略）	ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 ⑴ 屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの （i） （略） （ii） 厚さ九・五ミリメートル以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)を張ったもの （iii） 厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの ⑵ （略）
ホ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料 で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 ⑴・⑵ （略） ⑶ 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りでは	ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料 で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 ⑴・⑵ （略） ⑶ 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りでは

ない。 (i)　屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの (ｲ)　(略) (ﾛ)　ニ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの (ﾊ)　(略) (ii)　屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの (ｲ)～(ﾍ)　(略) (ﾄ)　ロ(2)(ii)又はニ(2)(v)から(viii)までのいずれかに該当するもの (ﾁ)　(削る)	ない。 (i)　屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの (ｲ)　(略) (ﾛ)　ロ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの (ﾊ)　(略) (ii)　屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの (ｲ)～(ﾍ)　(略 (ﾄ)　厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーディグルボード又は木材を張ったもの (ﾁ)　ロ(2)(v)から(viii)までのいずれかに該当するもの
二　令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するものとする。 イ　(略) ロ　前号ロからホまでのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。	二　令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するものとする。 イ　(略) ロ　前号ロ又はハのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。
第二　令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　(略) 三　第一第一号ニ(2)(v)から(viii)まで又はホ(3)(ii)(ﾛ)から(ﾆ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（前二号に掲げる隋澂を除くごとすること。	第二　令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　(略) 三　第一第一号ハ(3)(ii)((ｲ)及び(ﾎ)から(ﾄ)までに掲げる構造を除く。)に定める防火被覆が設けられた構造（前二号に掲げる隋澂を除くごとすること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

・準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 514 号）

［官報］　令和３年６月７日　号外　第 126 号　17～19 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260017f.html

〇国土交通省告示第 514 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和３年６月７日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第一　外壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。	第一　外壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。
一・二　　（略）	一・二　　（略）
三　令第百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。	三　令第百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
イ・ロ　　（略）	イ・ロ　　（略）
ハ　間柱及び下地を木材で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造とすること。	ハ　間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の⑴から⑹までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ⑴(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
⑴　屋外側の部分に次の山から肩までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に第一号ハ⑴(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。	⑴　一時間準耐火構造告示第一第三号ハ⑴から⑹までのいずれかに該当するもの
(i)　一時間準耐火構造告示第一第三号ハ⑴から⑹までのいずれかに該当するもの	
(ii)　厚さが十ニミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの	
(iii)　木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの	
(iv)　モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの	
(v)　セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの	
(vi)　厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの	
⑵　屋外側の部分に次の圄に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に次の圓に該当する防火被覆が設けられていること。	⑵　厚さが十ニミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
(i)　塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量のハパーセント	

以下のものに限る。） （ii） 厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇一以上のものに限る。）を充填した上に、せっこうボードを二枚以上張ったものでその厚さの合計が二十四ミリメートル以上のもの又は厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五ハーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五ハーセント以上としたものに限る。）を張ったもの	
（削る）	⑶ 四木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
（削る）	⑷ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
（削る）	⑸ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
（削る）	⑹ 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の⑴又は⑵に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ⑵(i)又は剛に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。	ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の⑴又は⑵に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ⑵(i)又は剛に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。
⑴ （略）	⑴ （略）
⑵ ハ⑴(ii)から(vi)までのいずれかに該当するもの	⑵ ハ⑵から⑹までのいずれかに該当するもの
ホ （略）	ホ （略）
四 （略）	四 （略）
五 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。	五 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
イ～ハ （略）	イ～ハ （略）
ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ⑴(i)から(vi)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の⑴又は⑵に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。	ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ⑴から⑹までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の⑴又は⑵に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

①・②　（略） ホ・へ　（略） 第三　令第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一・二　（略） 三　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の⑴から⑶までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 ⑴・⑵　（略） ⑶　厚さが十ニミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。） 四　（略） 第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵人を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　次に定める構造とすること。 ⑴　（略） ⑵　屋内側の部分又は直下の天井に次の圏から贈までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの (i)～(iv)　（略） (v)　第一第三号ハ⑴(ⅱ)から(vi)までのいずれかに該当するもの (vi)・(vii)　（略） ニ～へ　（略）	①・②　（略） ホ・へ　（略） 第三　令第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一・二　（略） 三　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ　（略） ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の⑴から⑶までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。 ⑴・⑵　（略） ⑶　厚さが十ニミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。） 四　（略） 第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵人を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　次に定める構造とすること。 ⑴　（略） ⑵　屋内側の部分又は直下の天井に次の圏から贈までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの (i)～(iv)　（略） (v)　第一第三号ハ⑵から⑹までのいずれかに該当するもの (vi)・(vii)　（略） ニ～へ　（略）

二　（略） 第六　令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。 一・二　（略） 三　段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ若しくはロのいずれかに該当する構造とすること。 イ　当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ(1)又は(2)（屋外側にあっては、第一第三号ハ(1)(ⅱ)から(vi)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの ロ　段板の裏面に第三第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれか（屋外側にあっては、第一第三号ハ(1)(ⅱ)から(v)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの	二　（略） 第六　令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。 一・二　（略） 三　段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。 イ　当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ(1)又は(2)（屋外側にあっては、第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの ロ　段板の裏面に第三第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれか（屋外側にあっては、第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-tbHI0r_XzcuViBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月７日版）
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vbnA2rffxc0d4BY
・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w-_-GnPGZg4XbllY

[対策・予防]

◇省庁発表

・接触確認アプリ「COCOA」の修正版（「1.2.4」）の配布を開始しました
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vbnA2rffxc0d8BY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=WaERVsdhtzaW8xbLY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8t7PK0L3Vz8mUChY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年6月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yub3E3rPbwceadBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「大学等ワクチン接種加速化検討チーム」設置(6/7 掲載)
＜厚生労働省　2021 年６月４日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3FaczWp5b6r2bF
　新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6 月 21 日から、大学等において、職域単位でのワクチン接種の開始が可能となるよう取り組んでいます。
　文部科学省では、大学を活用したワクチン接種に向けて関係省庁と調整をしており、
　①　医療系人材と施設などをセットで提供が可能なパターン
　②　大学の施設（体育館、講堂、大教室等）の提供が可能なパターン
の２つのケースについて、まずはモデル事例を創出するべく、各大学と個別に調整を早急に進めています。
　実際、自治体と連携し、教職員や学生へのワクチン接種を具体化させ、報道発表を行う大学の例も見られるようになってきました。
　こうした大学におけるワクチン接種の取組を省全体をあげて支援するため、6 月 4 日、省内に約 40 人体制の「大学等ワクチン接種加速化検討チーム」を設置し、大臣から訓示を行いました。
　設置にあたり萩生田大臣は、チーム職員に対して、
「チームにおいては、各大学と一体となり、各地域における大学等の教職員・学生に対するワクチン接種をはじめ、近隣の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教職員等に対する接種、さらには留学を予定している学生等に対する接種など、一刻も早く、ワクチン接種を望む皆様にワクチンをお届けできるよう、皆さまの力を存分に発揮してほしいと思います」
と訓示を述べました。
※新型コロナウイルス感染症に関連した大学等におけるワクチン接種について(文科省 HP)
　　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

◇大学等関係
・慶応大、学生と教職員５万人対象にワクチン接種へ…三田キャンパス予定
＜読売新聞　2021 年６月７日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20210607-OYT1T50235/
　慶応大学は７日、学生と教職員（非常勤講師含む）計約５万人を対象にワクチン接種を今月２１日から開始すると発表した。接種会場は三田キャンパス（東京都港区）を予定している。慶大では「授業や学生の活動が制限なく実施できるようになることを目指す」としている。

・職場や大学などでのワクチン接種 きょうから申請受け付け 政府
＜NHK　2021 年６月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210608/k10013072911000.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・「私はコロナをなめていた」一時重体 後遺症に治療法なく
＜NHK　2021 年６月７日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210607/k10013067801000.html
****

[3] ***医療現場における放射線被曝***

◇医師らの被ばく調査 未回答の医療機関に労基署通じ点検促す
＜NHK　2021 年６月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210608/k10013072621000.html
医師などの被ばく管理が徹底されていない実態が国の初めての調査で明らかになりましたが、厚生労働省は回答がなかったおよそ 3000 の医療機関の被ばく管理の状況がわからないため、各地の労働基準監督署を通じ今後、点検を促し回答を求める方針です。
医療現場で放射線を使う機会が増える中、医師や看護師などの被ばくが問題となっていて、厚生労働省は全国の 8300 を超える医療機関を対象に被ばく管理の体制を確認する初めての調査を行いました。
その結果、5300 余りの医療機関から回答が得られ、このうち３割余りの医療機関で必要な数の線量計が未配布だったほか、2000 人以上の目の被ばく量を把握できていないなど管理が徹底されていない実態が明らかになりまし

た。
一方、回答のないおよそ 3000 の医療機関では管理の状況がわからないため、厚生労働省は把握する必要があるとして、労働安全を担う各地の労働基準監督署を通じ管理体制の点検を促し、今後の調査で回答するよう求める方針を決めました。
厚生労働省電離放射線労働者健康対策室の夏井智毅室長補佐は「回答のなかった医療機関での日頃の被ばく管理が十分なのか、確認する必要がある」と述べ、すべての医療現場でどのような管理を行っているか把握を進める考えです。
****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 221 号）

［官報］ 令和３年６月７日　号外　第 126 号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260003f.html

○厚生労働省告示第 221 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月７日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

製造販売の承認を要しない医薬品	基　準
次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 一～二十七　　（略） 二十八　コポビドン 二十九～百二十三　（略）	日本薬局方

改　正　前

製造販売の承認を要しない医薬品	基　準
次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 一～二十七　　（略） （新設） 二十九～百二十三　（略）	日本薬局方

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 222 号）

［官報］ 令和３年６月７日　号外　第 126 号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260003f.html

○厚生労働省告示第 222 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和３年６月７日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　　（略）	一　　（略）

二　次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1～26　　（略） 27　コポビドン 28～116　（略）	二　次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1～26　　（略） （新設） 27～115　（略）

****

[5] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 956～981 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 7 日　号外　第 126 号　3～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260003f.html

農薬の新規登録 109 件が公示された

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 982～988 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 7 日　号外　第 126 号　8～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210607/20210607g00126/20210607g001260008f.html

農薬の登録失効 49 件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇漂着マスクが激増、海へ年 15 億枚?　ペンギンの胃にも

＜朝日新聞　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6672DWP5NPLBJ008.html

新型コロナウイルス流行によるマスクの大幅な消費量の増加が、海洋プラスチックごみ問題に拍車をかけている。マスクの多くは実はプラスチック製だ。海に流れ出たマスクは 1 年間に 15 億枚との環境団体の試算があり、野生生物の命を脅かす例も報告されている。

5 月末、記者が大阪府の関西空港近くの海岸を訪ねた。沖方向に向かって突き出た突堤のブロックの隙間をのぞくと、ペットボトルやポリ袋のごみに交じって白い不織布のマスクが流れ着いていた。波にさらされ続けたのか、ぼろぼろになっているものもある。

海岸には、捨てられて間もないであろう真新しいマスクも落ちていた。不織布だけでなくウレタン素材のものもあった。海岸の一部を 30 分ほど歩いただけで、6 枚のマスクを見つけた。

「かながわ海岸美化財団」によると、新型コロナの流行以降、海岸に流れ着くマスクは増えているという。財団は神奈川県内の海岸約 150 キロを 30 年にわたって清掃活動している。職員は「これまで冬にちらほら見られるものだったが、コロナ以降は夏でも年中見かけるようになった」と話す。

分解まで 450 年

不織布マスクやウレタンマス…

◇専門家のダメ出しはねのけ　門外漢がもたらす焼酎業界の革命

＜毎日新聞　2021 年 6 月 6 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210605/k00/00m/040/211000c

日本酒を造る際に出る酒粕（かす）は甘酒や粕汁、粕漬けなどに使われるなじみの食材だが、片や、焼酎の製造過程で出る「焼酎粕（焼酎廃液）」はそうした使い道がなく、多くの蔵元が処理に苦慮している。昔は海洋投棄していたが、2007 年に改正海洋汚染防止法が施行され全面禁止に。現在は陸上処理するほかないため、出荷量がそう多くない中小メーカーでも年間数千万円の費用がかかるという。その難題に今、一つの答えが示されようとしている。ここまでこぎ着けたのは、ある「門外漢」の執念のたまものだった。

「廃液を制さなければ生き残れない」。不動産会社「穴吹ハウジングサービス」（高松市）の池田勇人さん（60）は 7 年前、宮崎県の焼酎メーカー社長に聞いた言葉が胸に残っている。当時、池田さんは宮崎市の建設会社「加賀城建設」に勤務。環境分野の新規事業を任されていた。

焼酎廃液はアルコール発酵した「もろみ」を蒸留した後に残る液体で、完成した焼酎の 2 倍ほどの量になる。日本酒造組合中央会によると、17 年度は全国で 71 万 8000 トンが発生。そのうち 98%（70 万 4000 トン）が九州

から出ていた。中でも、本格焼酎の出荷量が 6 年連続日本一の宮崎県は 19 年度の排出量が 26 万 1000 トン。2 位の鹿児島県は 19 年 7 月からの 1 年で 19 万 8000 トンだった。

かつては海に流したり堆肥（たいひ）として農地にまいたりしていた。しかし、廃棄物の海洋投棄を規制するロンドン条約議定書を批准するため国内法の海洋汚染防止法が改正されて、07 年から原則禁止に。農地への散布も地下水や河川への影響が懸念されるため、宮崎県では禁止された。

その後、大手酒造会社は自社プラントで廃液をメタン発酵させてメタンガスを取り出し、工場の燃料にするようになったが、中小メーカーがそんな大がかりなプラントを整備するのは容易ではない。水分を取り除いて家畜飼料にする方法もあるが、これも設備が必要でコストがかかる上、飼料の販路を確保するのが難しいという。結局、大半の焼酎メーカーは産業廃棄物として処分するしかなく、費用は 1 トン 6000～2 万円かかる。「年間で数千万円になる」。宮崎県のメーカー担当者は頭を抱えた。

…

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇低炭素社会実行計画の評価・検証結果（2019 年度実績）を取りまとめました（経済産業省・環境省所管業種分）

＜経済産業省　2021 年 6 月 7 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210607002/20210607002.html?from=mj

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109668.html

経済産業省及び環境省は、2 省所管の 44 業種が策定する低炭素社会実行計画について、2019 年度実績に基づく評価・検証を実施し、結果を取りまとめました。

また、低炭素社会実行計画をはじめとする産業界における地球温暖化対策の取組について、国内外への情報発信を拡充するために、取組事例集を作成しました。

１．背景

一般社団法人日本経済団体連合会及び 115 業種の業界団体は、CO_2 排出削減に向けた自主的な取組として、低炭素社会実行計画を策定しています。

低炭素社会実行計画は、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において産業界における対策の中心的な役割として位置付けられており、関係審議会による厳格かつ定期的な評価・検証を実施することとされています。同方針に基づき、業界団体における取組の透明性や信頼性を向上させるため、経済産業省は「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会」の下に 7 つの業種別ワーキンググループ（以下、業種別 WG）、環境省は中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会（以下、専門委員会）を設置し、毎年度、所管業種分の評価・検証を実施しています。

業種別 WG 及び専門委員会でのフォローアップ結果は、「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会合同会議」（以下、合同会議）に報告され、評価・検証結果及び今後の課題等を整理しています。

２．評価・検証の結果及び今後の課題等の概要

2020 年度は、業種別 WG 及び専門委員会において、2019 年度実績に基づく低炭素社会実行計画の評価・検証が行われ、2021 年 3 月 9 日から 3 月 12 日の期間で書面開催された合同会議において、評価・検証結果及び今後の課題等を取りまとめました。

合同会議資料は、下記「添付資料」を御参照下さい。

(1) 国内の企業活動における 2020 年及び 2030 年の削減目標について

経済産業省及び環境省所管の 44 業種のうち、2020 年目標は 35 業種、2030 年目標は 17 業種が達成しており、前倒しで着実に取組が進められています。

経済産業省 41 業種+環境省 3 業種	2020 年目標	2030 年目標
2019 年度実績が目標水準を上回る	35 業種	17 業種

基準年度比/BAU 比で削減しているが、2019 年度実績において目標水準には至っていない（注）BAU：何も対策をせず現状を維持した場合（Business as usual）	5 業種	23 業種
2019 年度実績が基準年度比/BAU 比で増加しており、目標水準には至っていない	2 業種	2 業種
データ未集計等	2 業種	2 業種

(2) 他部門での貢献、海外での貢献、革新的技術開発の開発・導入について

経済産業省及び環境省所管の 44 業種の取組状況は以下のとおりです。

すでにリストアップや CO_2 削減量の定量化を実施している業界団体においては、リストアップ項目の増加や定量化の計算方法の精緻化など、記載内容の充実が図られました。

経済産業省 41 業種+環境省 3 業種	取組についてリストアップを実施した業種数	リストアップを実施した業種のうち定量的記載がある業種数
他部門での削減貢献	42 業種	28 業種
海外での削減貢献	26 業種	15 業種
革新的技術の開発・導入	32 業種	6 業種

(3) 今後の課題等について

低炭素社会実行計画の今後の課題等について、書面審議に基づき以下のとおり整理されました。

▸2020 年度目標達成の評価

2020 年度を前に 35 業種が目標を達成済みであるが、新型コロナウイルスの影響は業種や目標指標によっても様々であると想定されます。そのため、2020 年度目標達成の評価については実績値での評価を原則としつつ、新型コロナウイルスの影響を除外した場合の評価についても検討もします。

▸2030 年目標の点検

2020 年 10 月に菅首相から 2050 年にカーボンニュートラルを目指すと宣言があり、また、今年 4 月には、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されたところ、各業種でも野心的な 2030 年度目標の設定が期待されます。

引き続き、目標達成に向けた課題を WG での議論等を通じて把握、目標達成の蓋然性を確保するために 030 年度に向けてフォローアップを継続していきます。

併せて、政府の 2030 年目標に対する産業界の貢献度合いも念頭に入れたフォローアップの在り方について検討を深めていきます。

▸他部門貢献・海外貢献

環境性能の優れた製品・サービス等の国内外への普及等により、バリューチェーン全体を通じて排出削減に貢献していくことがパリ協定の目指す 1.5℃目標の達成にも資するものです。

国際的な環境情報開示の流れを踏まえつつ、投資家等に対してこれら削減貢献の情報を発信することで、日本企業の貢献や強みが国際的にも評価されることが期待されます。

▸情報発信の強化

これまで蓄積してきた削減事例、成果及びその方法等を国内外に発信するための好事例集を作成し、グローバルな排出削減に貢献していくための情報発信を強化します。

３．取組事例集の作成について

各業界の低炭素社会実行計画における取組の中から、他の業界の模範となるものを共有することで、低炭素

社会実行計画の更なる深化・充実を図ることを目的に作成しました。

低炭素社会実行計画の取組促進が期待できる事例として、ホームページを使った訴求、長期ビジョンの提示、業界内での情報共有・活用の 3 つに大別して 15 種類の取組を掲載しております。

▸低炭素社会実行計画における取組事例集

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyou_keizai/va/vap_casebook.pdf

添付資料

【概要】2020年度低炭素社会実行計画 評価・検証結果及び今後の課題等

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116345.pdf

◇脱炭素へ牛のげっぷ「8 割減」　第一人者が明かす秘策とは

＜毎日新聞　2021 年 6 月 6 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210605/k00/00m/020/006000c

牛のげっぷが地球温暖化の要因になっていることをご存じだろうか。温室効果ガスのメタンを多く含み、温室効果は二酸化炭素（CO2）の約 25 倍にも上るという。脱炭素に向けて「2050 年までにげっぷ内のメタン 8 割減」という難題に挑んでいるのが、この道 40 年以上の第一人者、北海道大大学院の小林泰男教授（動物機能栄養学）が率いるプロジェクトチームだ。あの手この手でげっぷと格闘する小林教授らを取材した。【浅川大樹/経済部】

農水分野の排出の 15%がげっぷ

そもそも、なぜ牛のげっぷにはメタンが含まれているのだろうか。

牛は四つの胃を持ち、干し草やトウモロコシなどのえさをのみ込んだ後、胃から口に戻して再びそしゃくする「反すう」を繰り返す。四つの胃で最大の第 1 胃は、約 8000 種類の微生物がすんでいる「発酵タンク」で、分解が難しい繊維質も消化できる。この過程でメタンを含む発酵ガスが発生し、牛がげっぷとして吐き出しているというわけだ。

農業・食品産業技術総合研究機構の担当者は「乳牛 1 頭が出すげっぷは 1 日 1800 リットル前後と推定され、うちメタンガスが 500 リットル前後を占めます」と語る。「数分に 1 回、小さなげっぷをします。メタンガス自体は無臭ですが、えさの発酵で生じる他の成分の臭いがします。ただ、肉食や雑食の動物のフンほどは臭くないですよ」

農林水産省によると、19 年度の農林水産分野の温室効果ガス（CO2 換算）排出量は約 4747 万トン。このうち、15・9%に当たる 756 万トンが「家畜の消化管内発酵」、つまり牛のげっぷによるものだった。同省幹部は「牛のげっぷというと笑い話のようだが、日本政府が 50 年に排出実質ゼロを目指す中、真剣に対応しなければならない問題だ」と強調する。

COP が転機に

「牛のげっぷに含まれるメタンの削減は、50 年近く前からごく一握りの研究者が細々と研究してきました」。そう振り返るのは、1980 年代からこの分野の研究に取り組んできた小林教授だ。…

****

[8] ***環境安全関係***

◇「地球最悪の侵略的植物」淡路島で畑に広がる…駆除作業実らず「もはや住民だけでは防げない」

＜読売新聞　2021 年 6 月 7 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/7cdf742c2673651ea7f1aed8c2a069826d770b88

「地球上で最悪の侵略的植物」とも呼ばれ、兵庫県洲本市のため池で確認された特定外来生物の水草ナガエツルノゲイトウが、周囲の畑などに広がっているのが見つかった。農地での確認は県内初といい、駆除などで支援してきた市民グループは「もはや住民だけでは防げない。県や市が早急に対応しなければ、急拡大する」と危機感を募らせる。

繁殖しているのは洲本市五色町都志米山の本田（ほんでん）池で、４月の段階で水面の６割ほどを覆っていた。管理する農家の人らは、河川やため池の保全を進める市民グループ「兵庫・水辺ネットワーク」（神戸市）の支援を受け、駆除に着手。池の底の一角を遮光シートで覆い、枯死させる手法を取った。

対処した箇所では順調に腐敗が進んだが、泥中に発生したガスでシートが膨らみ、継ぎ目が剥がれた。今月に入り、水辺ネットのメンバーが修復作業に駆け付けてみると、周辺の草むらや畑にも多数生えているのが見つか

ったという。

乾燥や塩分に強く、水陸を問わず、茎や根の一部からでも増殖するため、堤の草刈りで飛散したり、農機具や長靴などに付いたりして広がった可能性がある。半径５０メートルほどの範囲だけでも、数十か所に及んだ。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度バッテリー交換式 EV 開発及び再エネ活用の組合せによるセクターカップリング実証事業の一次公募について

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109667.html

◇令和３年度電動トラック・バスにおける性能評価実証事業の一次公募について

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109666.html

◇３年度二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業委託業務の公募開始について

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109665.html

◇令和３年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業の二次公募について

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109662.html

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の公募について

＜環境省　2021 年 6 月 7 日＞　https://www.env.go.jp/press/109674.html

****

[10] ***その他***

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・アルツハイマー病の新薬 米 FDA 承認と発表 エーザイが共同開発

＜NHK　2021 年 6 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210608/k10013072991000.html

アルツハイマー病の治療薬としてアメリカの製薬会社と日本のエーザイが共同で開発した新薬について、アメリカの FDA＝食品医薬品局は原因と考えられる脳内の異常なタンパク質を減少させる効果を示したとして治療薬として承認したと発表しました。

アメリカの製薬会社「バイオジェン」と日本の「エーザイ」が開発したアルツハイマー病の新薬「アデュカヌマブ」は症状の進行を抑えることを目的とした薬で、脳にたまった「アミロイド β」と呼ばれる異常なたんぱく質を取り除き、神経細胞が壊れるのを防ぐとしています。

これについて FDA は 7 日「臨床試験の結果、『アミロイド β』の減少が確認され、患者の症状への効果が合理的に予測される」と評価し治療薬として承認したと発表しました。

FDA によりますとアルツハイマー病の新薬が承認されたのは 2003 年以来 18 年ぶりで、アミロイド β に作用する治療薬は初めてだということです。

今回の承認は深刻な病気の患者に早期に治療を提供するための「迅速承認」という仕組みで行われたため、FDA は追加の臨床試験で検証する必要があるとしていて、この結果、効果が認められない場合には承認を取り消すこともあるとしています。

この薬については去年 11 月、FDA の外部の専門家委員会が承認に否定的な結論をまとめていて、FDA が追加のデータを求めて審査期間を延長していました。

FDA は 7 日の会見で「専門家委員会の意見を慎重に検討し、データを詳細に検証した結果、迅速承認すべきだという結論に達した」としています。

病の進行抑える効果期待される初めての薬

アメリカの FDA＝食品医薬品局が承認すると発表した「アデュカヌマブ」は、日本のエーザイとアメリカの製薬会社バイオジェンが共同で開発したアルツハイマー病の治療薬です。

アルツハイマー病は異常なたんぱく質、「アミロイド β」が脳にたまって、神経細胞を壊すことが原因と考えられています。

「アデュカヌマブ」はこの異常なたんぱく質、「アミロイド β」を取り除く薬で、神経細胞が壊れるのを防ぐこ

とでアルツハイマー病が進行するのを抑える効果があると期待されています。
これまでのアルツハイマー病の治療薬は、残った神経細胞を活性化させるなどして症状の悪化を数年程度、遅らせるもので、病気によって脳の神経細胞が壊れていくこと自体を止めることはできませんでした。
このため病気の進行自体を抑える根本的な治療薬が待ち望まれていました。
「アミロイドβ」を取り除く薬は以前から研究されていましたが、▼「アミロイドβ」はアルツハイマー病を発症する10年以上も前からゆっくりと脳の中にたまっていくことや▼薬の効果を確認するのが難しいことなどから思うように開発が進まない状況が続いていました。
こうした中で、「アデュカヌマブ」は、「アミロイドβ」を取り除く効果が認められ、アルツハイマー病の進行そのものを抑える効果が期待される初めての薬となります。
一方で、「アミロイドβ」を取り除くことができても一度壊れてしまった脳の神経細胞を元に戻すことは難しいことから、治療はできるだけ早い段階で始める必要があるとされていて、この薬も認知症を発症する手前の「軽度認知障害」の人やごく初期の認知症の人を対象として臨床試験が行われていました。
「アデュカヌマブ」は日本でも去年12月に厚生労働省に承認の申請が出されていて、今後の審査の行方が注目されます。

・<u>エーザイと共同開発のアルツハイマー治療薬、米FDA承認</u>

＜毎日新聞　2021年6月8日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/df83a81c9db3bca59451e205871646ae3eaf8597

米食品医薬品局（FDA）は7日、米製薬会社バイオジェンと日本の製薬大手エーザイが共同開発したアルツハイマー病の治療薬「アデュカヌマブ」を承認したと発表した。アルツハイマー病の原因と考えられている物質を除去する働きがあり、世界初の根本治療薬になると期待する声がある。両社は、高齢化で患者が増えている日本での使用に向け薬事申請しており、審査の行方が注目される。

アルツハイマー病は、発症する約20年前から脳内に「アミロイドベータ（Aβ）」と呼ばれるたんぱく質の「ごみ」が徐々にたまることで神経細胞が死滅し、思考や記憶の機能が損なわれると考えられている。世界では数千万人の患者がいると推測され、日本では約500万人いる認知症患者の6～7割はアルツハイマー病と言われている。

これまでの治療薬は、エーザイの「アリセプト」をはじめ、病気の進行を遅らせる対症療法が中心だった。各国とも高齢化が進み、アルツハイマー病の市場規模は大きく、世界の大手製薬企業は根治薬を目指してきたが、十分な効果が得られなかったなどで開発中止が相次いできた。

今回のアデュカヌマブは、Aβを人工的な抗体で除去する点滴薬だ。両社によると、軽度認知障害（MCI）と診断された人と、アルツハイマー病の初期症状の患者を対象とした治験で、この薬を使った人とそうでない人を比較。その結果、薬を毎月1回、投与された人では認知機能の低下を抑制した、としている。

両社は昨年7月、Aβを標的とした薬としてFDAに世界で初めて承認申請。FDAは当初、今年3月までに判断するとしていたが、追加データが必要として、承認の可否の期限を今月7日までに延期していた。

日本では昨年12月、厚生労働省に薬事承認を申請した。超高齢社会を迎えて新薬への期待は膨らむとみられるが、FDAの審査でも有効性を巡って否定的な見解も出ていたとされる。また、バイオ医薬品であり、研究開発期間が長いことから高額薬となるとみられる。承認されたとしても、公的医療保険の適用対象とするかや、その場合の対象者も議論となりそうだ。

・<u>承認された認知症薬アデュカヌマブ　革命的との評価も</u>

＜朝日新聞　2021年6月8日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP680NV8P64ULZU007.html?iref=comtop_7_03

アルツハイマー病の進行を抑えるために開発された治療薬「アデュカヌマブ」について、米食品医薬品局（FDA）が製造販売を条件付きで承認した。先進国を中心に高齢化が進む中、新しいタイプの認知症薬がいよいよ使われることになる。

認知症の患者は世界に約5千万人、国内に約600万人いる。高齢化の進行とともに、さらに増えると見込まれる。

これまではどんな薬が使われてきたのか。

認知症薬としては現在、アリセプトなど4種が国内で承認されている。

これらの薬は、症状の改善を狙うものだ。

生き残っている神経細胞を活性化させ、一時的に認知機能がよくなるが、病気は進行していく。

「25 年までに新たな治療法を見つける」。2013 年に英国で開かれた主要 8 カ国（G8）認知症サミットでは、閣僚たちが共同宣言を出した。高齢化が進む世界で、さらに高い効果がある薬への期待は高まっていた。

そもそも病気の原因は何なのか。

認知症の約７割を占めるアル…

◇*その他*

・「横たわり族」が急増　若者に競争疲れ―中国

＜時事ドットコム　2021 年６月６日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060600107&g=int

中国で社会的な競争を避けようとする「横たわり族」と呼ばれる２０、３０代の若者が増えている。特徴は、物質的な欲求が乏しく、勤労や結婚、出産に積極的でないこと。共産党体制側は経済成長の阻害要因になるとみて警戒している。

３日付の共産党機関紙・人民日報系の環球時報英語版は、仕事上のストレス、家族のトラブル、経済的な困難を経験し、「横たわり族」になった若者を紹介した。中国では幼い頃から習い事や受験で厳しい競争にさらされる。最近では「朝９時から夜９時まで週６日働く」ことを意味する「９９６」と呼ばれる過酷な労働慣行が広がり、若者に徒労感がまん延している。

環球時報によると、福建省の有名不動産会社に勤務する２５歳の女性は「９９６」勤務に疲れ果て、「横たわり族」になることを選択。４５分働くごとに１０分休憩し、できる限り残業しないようになった。

有力紙・光明日報は「『横たわり族』は明らかに経済社会の発展にマイナスだ」と訴えた。経済発展の実績は、選挙を経ずに独裁体制を維持する共産党の大義名分となってきた。「頑張らない」風潮の広がりに共産党体制は懸念を強めている。

同紙は「企業は努力した人に満足できる成果を与えるべきだ」と強調した。しかし、努力する意欲を失った若者を奮起させる具体策は見えていない。

****

[付録]

◇学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）　　*上記［1］関係*

＜厚生労働省　2021 年６月７日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3FaczWp5b6r2bJ

3 施施企第 4 号
令和 3 年 5 月 25 日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた　　殿
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
磯山　武司
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚　哲朗
スポーツ庁政策課長
今泉　柔剛

学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）

学校における事故防止については、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成 21 年 3 月）や「学校

安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）等において、事故防止に必要な事項の周知及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしております。

去る 4 月 27 日に宮城県白石市で防球ネット支柱倒壊により児童が死傷した事故を受け、各学校設置者に対し防球ネットの緊急点検を要請したところですが、同月には福岡県北九州市の中学校で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外で事故が発生しています。

同様の事故の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期すためには、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、点検すべき対象を今一度把握し、通常の使い方に加え児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行うことが重要です。

ついては、下記を踏まえ、学校環境における工作物及び機器等について点検すべき対象を把握の上、安全点検を実施していただくとともに、学校の安全確保に万全を期していただくようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

記

1　各学校で作成している安全点検表において、設置経緯が不明等の理由により点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を点検表に追加するとともに、項目に応じて点検の分担（学校、学校設置者、専門家等）を明確にすること。

2　今回の安全点検は、1 で整理した安全点検表を踏まえ、別添のとおり実施すること。また、点検において、目視等による点検では安全性の判断が困難な場合、または設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、専門的な点検を行い安全性を確認すること。

なお、今後の定期的な安全点検においては、今回見直した安全点検表を基に、継続的かつ計画的に安全性の確認を行うこと。

3　学校の安全確保について、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）を参考にしながら、各学校で策定・作成した「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」を基に、事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行うこと。

学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_sisetuki-000015779_1.pdf

********** 以上 **********